

都市計画公園緑地内での建築許可の特例について

1. 制度の概要

都市計画公園緑地内で都市計画法第53条第1項の申請を行うときに特例を適用する場合、あらかじめ都市計画課の確認を受けた場合に限り、「2. 許可の基準」により取り扱っています。

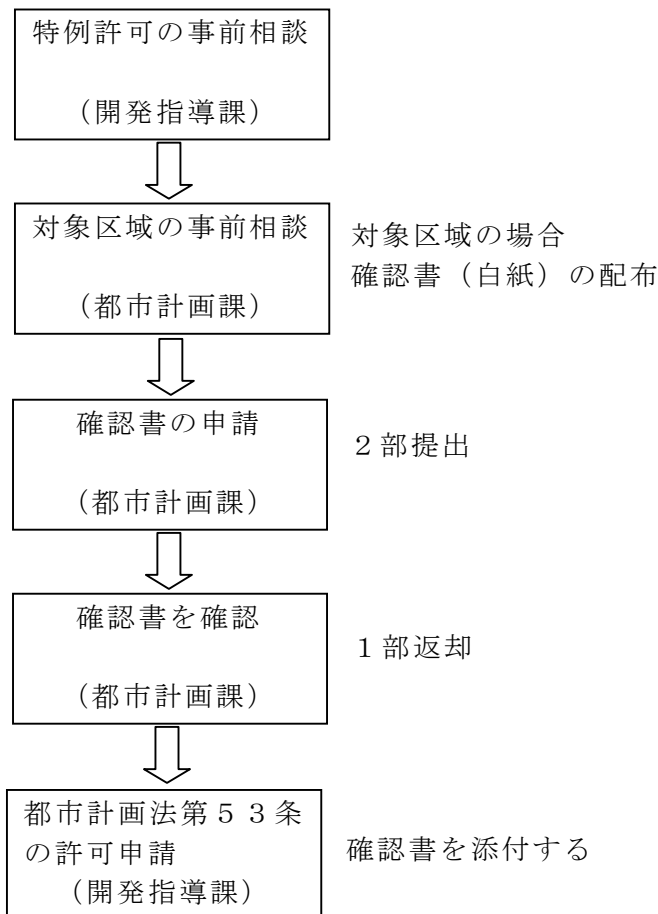
2. 許可の基準

- ①階数が三以下で地階がないこと
- ②主要構造部が木造、鉄骨造（重量、軽量は問いません）、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること
- ③容易に移転、除却ができるものであること

3. 確認書の添付

あらかじめ都市計画課の確認を受けたのち、都市計画法第53条第1項の許可申請の際に、「都市計画法第53条許可特例適用に関する確認書(公園緑地用)」を添付していただくこととなります。

4. 都市計画法第53条第1項の申請までの流れ



5. 問い合わせ先

住宅都市局建築指導部開発指導課	(申請方法)	TEL 9 7 2 - 2 7 7 0
住宅都市局都市計画部都市計画課	(対象区域)	TEL 9 7 2 - 2 7 1 4